

# 議 事 録

2019(令和元)年6月10日

開催場所	伊賀市役所 2階 202・203会議室	13:30～15:30
会議名	<b>第25回 伊賀市農業委員会総会</b>	
出席者	浅野 吉岡康 吉岡輝 木津 中川 西田 雪岡 藤室 森田安 福永 松山隆 仁保 北出 福地 森田克 中尾 二谷 森本 中井 森川 宮寄 松山智 <span style="float: right;">(計22名)</span>	
欠席者	玉岡 坂本 北川	
事務局	高木 福山 岡森 今出 勝本	
<b>議 事</b>		
議長	皆さまおそろいですので、只今から伊賀市農業委員会第25回農業委員会総会を開催します。それでは総会の成立報告を事務局からお願いします。	
事務局	先月から報告をさせて頂いていた米澤委員の辞任につきましては、5月17日付で市長の決裁がありましたので、同日付で農業委員の任命が解かれましたことを報告させていただきます。また、本日、玉岡委員、坂本委員、北川委員より欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。現在出席委員は23名中20名で、農業委員会等に関する法律第27条の規定による成立要件の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。	
議長	今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これに異議ございませんか。	
一同	異議なし	
議長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。5番の西田委員と6番の雪岡委員にお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていきますので、ご承知おきください。なお、本総会開催にあたっては、府中地区担当委員として松山農地利用最適化推進委員に出席を求め、出席をいただいておりますことをあらかじめご報告申し上げます。	
議長	それでは只今より議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」並びに報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は報告案件ですので、一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	報告第1号は、賃貸借の合意解約がなされ、報告件数8件、筆数は田のみの12筆、面積は合計17,988㎡について通知がありましたので報告いたします。	
事務局	報告第2号は、使用貸借の合意解約がなされ、報告件数1件、筆数は田のみの1筆、面積は2,963㎡について通知がありましたので報告いたします。	
議長	説明が終わりました。以上について、何かご発言はございませんか。	
議長	ご発言が無いようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、並びに報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、報告のとおりご承知おきください。 続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。まず、議案書第1号No.1について事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	No.1 神戸地区、所在地は古郡の田1筆、面積は211㎡、譲渡人は古郡の〇〇〇〇さん、譲受人は古郡の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は25aで許可後は27aであり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が40年で常時従事されています。農機具はトラクター、耕耘機、田植え機をそれぞれ1台所有されており、隣接する割田の所有農地と併せて以前から耕作されております。現地は自宅から約5分以内と近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。	
議長	只今の説明に関連して、神戸地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。	
森田安委員	過日、現地確認を行いました。譲受人宅から徒歩5分の農地で、以前から多くの農地を耕作しており、今後も耕作をしていくとのことですので、よろしく申し上げます。	

議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.1は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.2を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.2 猪田地区、所在地は上之庄の田1筆、面積は132㎡、譲渡人は三重郡朝日町の〇〇〇〇さん、譲受人は上之庄の〇〇〇〇さんで、贈与による所有権移転です。譲受人の耕作面積は23aで許可後は24aであり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が45年、妻が10年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植え機、コンバインをそれぞれ1台所有されており、隣地の所有農地と併せて野菜を耕作される予定です。現地は自宅から車で約5分と近隣であり、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、猪田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
福永委員	5月4日に現地立会を行いました。譲渡人が市外在住のため、譲受人が以前から耕作をしており、第3条として下限面積の基準が3反から1反になったことにより、譲り受けられることができるようになった為、今回申請をされました。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.2は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.3を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.3 山田地区、所在地は甲野の田3筆、畑3筆の合計6筆、面積は合計4,377.61㎡、譲渡人は茨城県つくば市の〇〇〇〇さん、譲受人は甲野の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は277aで許可後は321aであり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が31年、夫が33年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機をそれぞれ1台所有されており田については以前から水稻を耕作されており、畑については、現在梅の木が植えられている畑についてはそのまま管理し、他の田は野菜を耕作される予定です。現地は自宅から車で5分から10分以内の場所と近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、山田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
中尾委員	6筆のうち、一部の田については、譲受人が以前から耕作をしており、今回まとめて農地を購入し、今後は管理し全て耕作するとのことです。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.3は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.4を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.4 長田地区、所在地は長田の田3筆、畑1筆の合計4筆、面積は合計3,586㎡、譲渡人は上野忍町の〇〇〇〇さん、譲受人は長田の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は現在48aで、取得後の耕作面積は84aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。常時従事者は農作業歴45年の譲受人と農作業歴70年の母親が農業に従事されます。田については水稻、畑については野菜を耕作される予定で、農機具はトラクター、コンバイン、耕うん機、田植機を各1台所有されております。申請地は自宅から車で3分以内と近隣にあり、取得後も効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。また、申請地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、長田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
木津委員	5月21日に現地確認をしました。事務局の説明のとおりで、以前から譲受人が耕作しており、問題はありません。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.4は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.5を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.5 河合地区、所在地は馬田の田8筆・畑11筆の計19筆、面積は合計9,171.91㎡、譲渡人は枚方市の〇〇〇〇さん、譲受人は寝屋川市の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は現在0aで、取得後の耕作面積は92aとなり、空き家バンク制度による売買のため、5月24日に譲受人から農地取得に至る経緯や営農計画等を地区担当農業委員、事務局で聞き取りを行い、また、6月3日に新規営農にかかる面接を実施し、休耕農地についても2年以内に耕作を行うことなどを確認し、承認を得られました。具体的に譲受人についてご紹介をしますと、田舎暮らしがたく、ここ2～3年物件を探されており、今回タイミング良く、空き家バンクにて希望の物件を見つけられました。また、35年間、調理師をしており、自らで作った食材を使い、レストランを購入した空き家において開きたいという夢をお持ちの方です。農業経験はありませんが、現在耕作をいっている方から指導をしていただき、他にも農業経験や知識のある方からも指導をしていただきたいと考えておられます。移住して来るまでは週に数回は伊賀に来て農作業をする予定で、近々、軽トラとコンバインを購入予定です。農業従事者については、譲受人、妻、子供2人が従事し、中学生の息子も手伝いをします。また、移住までの間に農業に関する経験を積み、知識を深め、移住後には全てご自身で耕作を行う予定です。現在、休耕地となっている農地についても少しずつ整備をして、その土地にあった作物を栽培していく計画をされています。また、獣害対策をまず第一に行わなければならないと考えておられ、電柵等の対策を早急に行いたいとのことです。地区の出会いなどについても、地域に溶け込むために積極的に参加していくとのことです。役員、地区担当農業委員からのご意見としては、指導やアドバイスをしてくれる人を見つけることが大変重要であるが、そういった方が何人かおられるようなので、安心しましたというご意見がありました。また、田については、良い場所であるが、畑については点在しており、獣害対策が大変だと思われるが頑張っていたきたい。このような聞き取りや面接を経て、伊賀に移住することにより、永年の夢をかなえる為に、情熱をお持ちの方であると判断され、新規営農者として頑張っていたきたいと了承されました。なお、先程、申し上げたとおり常時従事者は譲受人本人と妻、子供2名で、水稻と野菜を耕作される予定です。申請地は今後移住予定の居住地から500m以内と近隣にあり、取得後は効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はなく、また、申請地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、河合地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
福地委員	何度もお会いし、移住したいという熱意をお持ちの方です。空き家バンクにて9,000㎡以上の農地を取得することは稀なことだと思いますが、ゆくゆくは全農地を耕作し、その食材を使ったレストランを開きたいという夢を持った方です。今年の作付については、従来から耕作をされていた方がしてくれましたが、今後は週に数回は伊賀に来て、出来る限り短期間で知識を得て、経験を積みたいと考えておられるそうです。また、農業を教えてください方も何人かいるそうです。遊休農地についても少しずつ耕作できる状態にするとのことです。

議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	〇〇〇〇さんは何歳ですか。
事務局	51歳です。
森田安委員	空き家バンクでは購入した人は必ず移住しなければならないのか。
事務局長	現在、空き家対策室と事務局とで話し合いを行っています。今回の方は、新規就農面接において、最終的には全ての農地を耕作すると判断しました。ご理解を賜りたいと思います。
西田委員	今年の田は誰が耕作をしているのですか。
福地委員	水稻については、今まで耕作をしていた方に指導をして頂きながら、知識と経験を積んでいくつもりとのことです。
西田委員	1町近い農地を農業経験のない方が本当にできるのか。耕作放棄地にならないのか。
福地委員	他の委員さんも心配されていることだと思います。
松山隆委員	譲受人は当初は少なかった農地を自らお願いして、多くの農地を取得することになった。新規営農の承認と第3条許可を同じように考えてはいけなと思います。2年後の移住は確実なのでしょうか。
事務局	2年間を掛けて大阪での仕事と生活の整理と伊賀での生活と基盤作りを行う考えでおられます。時間については、多少の前後はあるかも知れません。
事務局	また、来月の総会にて空き家対策室に来てもらい、説明をしてもらえるように段取りをします。
議長	ほかにご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.5については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	賛成17名、反対3名で賛成多数ですので、議案第1号No.5は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.6を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.6 河合地区、所在地は田中の田2筆、畑1筆の合計3筆、面積は合計2,341㎡、譲渡人は田中の〇〇〇〇さん、譲受人は田中の〇〇〇〇さん、贈与による所有権移転です。譲受人の耕作面積は現在654aで、取得後の耕作面積は677aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。常時従事者は農作業歴20年の譲受人本人が農業に従事されます。田については水稻、畑については果樹を耕作される予定で、農機具はトラクター、田植機を各2台、コンバイン1台所有されております。申請地は自宅から車で3分以内と近隣にあり、取得後も効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。また、申請地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、河合地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
福地委員	譲渡人の子は遠方で、妻は他界しており、ご自身の元気なうちに財産を処分したいとのことで、譲受人は以前から耕作をしており、双方話し合いにより、今回の申請となり、問題はあります。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.6は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.7を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.7 中瀬地区、所在地は高畑の田1筆、面積は合計1,485㎡、譲渡人は奈良市の〇〇〇〇さん、譲受人は高畑の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は16aで許可後30aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が20年で常時従事され、同居している農作業歴40年の母親も従事しております。農機具は耕耘機、田植機、トラクターをそれぞれ1台所有されており、水稻を耕作される予定です。申請地は自宅の斜向かいの田で、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、中瀬地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
西田委員	譲受人は会社員で時々農作業を行なっている。申請地は自宅の隣りにあり、取得後は耕作は行い易いと思います。2年程前から荒れていますが、きちんと耕作をするように指導し、見守っていきたいを思います。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.7について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.7は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。まず、議案第2号No.1について事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.1 阿波地区、所在地は上阿波の田1筆、面積は169㎡、転用地目は雑種地です。申請人は上阿波の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、駐車場及び農作業スペースです。申請地は、令和元年6月6日付けで農業振興地域内農用地区域から除外されており、阿波地区市民センターから北東に約600mに位置する、基盤整備されていない10ha未満の小規模集団に属する農地であることから、第2種農地と認められます。平成29年11月頃から駐車場用地に整備し、自家用車用駐車場や農業用機械等の駐車スペースとして利用されていたため、今回顛末書を添付しての申請となっております。農地として回復することも難しく、今後も当該農地を引き続き利用することから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透及び既設水路へ放流します。区や周辺の土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、阿波地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
二谷委員	5月30日に現地立会を行いました。事務局の説明のとおりで、田の一部を分筆し雑種地としての変更です。申請地のとなりに野菜を耕作しておりそれと伴う駐車場や農作業スペースとして利用したいという申請で、問題はありません。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号No.1は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。まず、議案第3号No.1について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.1 神戸地区、所在地は上神戸の田3筆、面積は合計89.95㎡、転用地目は鉄道用地です。譲渡人は上神戸の〇〇〇〇さん他1名、譲受人は大阪市天王寺区の〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇さんです。施設の概要は、線路の擁壁として利用するものです。申請地は、令和元年6月6日付けで農業振興地域内農用地区域から除外されており、伊賀神戸駅から西に約1kmに位置する近鉄大阪線沿いにある農地で、基盤整備されていない10ha未満の一団の農地の区域内にあることから、第2種農地と認められます。当該農地は、平成30年度の台風災害により鉄道敷きの一部が崩落し早急に復旧工事が必要なことから、平成31年1月から工事にかかっていたため、今回顛末書を添付しての申請となっております。鉄道敷地の災害復旧のため最低限必要面積を確保し工事し、擁壁として舗装されるとのことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。工事計画につきましては、災害により転倒していた擁壁を補強改良し、擁壁の横は新たに排水溝を設置して法面の土砂や雨水が排水できるようにし、農地への被害発生の防止を行います。工事中での取水は無く、工事中に発生する泥水等は敷地内で集水ろ過し、排水基準に適合した水として処理し、既設水路へ放流します。工事期間は平成31年1月から令和元年8月末日までとなっております。区や隣接土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、神戸地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
森田安委員	5月24日に現地立会いをしました。台風による崩れた擁壁の修繕のための転用に必要な農地を買い〇〇〇〇の土地として利用するよう以前から計画されていたことで、何ら問題はありませので、よろしくをお願いします。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.1は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.2を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.2 山田地区、所在地は炊村の畑5筆、面積は合計7,155㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は炊村の〇〇〇〇さん他3名、譲受人は炊村の〇〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇〇〇さんです。施設の概要は駐車場及び資材置き場として利用するものです。申請地は、令和元年6月6日付けで農業振興地域内農用地区域から除外されており、炊村集落センターから北に約500mに位置する大山田工業団地内にある〇〇〇〇(株)の施設に隣接する農地であり、土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地となりますが、既存施設の面積19,986㎡の2分の1を超えない拡張による転用であることから、例外的な許可に当てはまり問題ありません。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで、普通車65台と大型車36台の駐車場と資材置き場として整備します。周囲にはブロックフェンスを設置し、土砂の流出を防ぎます。事業計画につきましては、事業拡大に伴い、既存の駐車場や資材置き場のみでは不足するため、既存施設の隣接地に駐車場や資材置き場の拡張を行う計画で、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。取水はなく、排水は雨水のみで、雨水を集水する側溝を新たに設置し、既設水路に放流する計画です。区や周辺の隣地土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、山田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
中尾委員	工業団地内にある農地で、現況は原野となっており、長い間耕作はされていない土地です。申請地に隣接している〇〇〇〇(株)が駐車場及び資材置場として利用したいとのことで、何ら問題はありませ。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)

議長	全員賛成ですので、議案第3号No.2は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.3を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.3 新居地区、所在地は西山の田2筆、面積は675㎡、転用地目は雑種地です。貸人は西山の〇〇〇〇さん、借人は西山の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、太陽光発電施設の設置です。場所は、西山公民館から西へ500mに位置し、北と西の山林に囲まれ、東には住宅、南にはゴルフ場があり、基盤整備されていない10ha未満の小規模な基盤整備のなされていない農地のため、第2種農地と認められます。所有者による耕作活動が困難で、土地を有効利用するため、今回の申請となりました。電力会社との協議や経済産業省の認定も受けており、他に利用できる所有地は無く、今回の転用はやむを得ないものと判断いたしました。土地造成は整地のみで、取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透です。工事期間は許可日から9月末日となります。地元地区及び、周辺土地所有者からの同意も得られております。周辺地域の農業に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、新居地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
中川委員	5月24日に現地立会を行いました。3年程前までは耕作を行っていましたが、今は子どもも農業をしておらず、太陽光発電の話があったことから転用を行いたいとの申請です。地元からの了承を得ています。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.3は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.4を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.4 三田地区、所在地は野間の田1筆、面積は856㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は野間の〇〇〇〇さん、譲受人は京都府宇治市の有限会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。場所はJR伊賀上野駅から南西におおむね300m以内に存する農地のため、第3種農地として認められます。譲受人は、市内に支店を開設しましたが、資材を保管する場所がなく、他に利用できる所有地はなく、この農地を転用することはやむを得ないものと判断しました。土地造成は整地のみで資材置場の計画です。取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透です。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られております。周辺地域の農業に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、三田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
中川委員	5月24日に現地立会を行いました。譲渡人は高齢であり、後継者もないということで、資材置場への転用をさせて欲しいということですので、ご了解をお願いします。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.4については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.4は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.5を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.5 諏訪地区、所在地は諏訪の田1筆、面積は2,616㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は諏訪の〇〇〇〇さん、譲受人は猪田の〇〇〇〇さんです。施設の概要は資材置場です。場所は、諏訪地区市民センターから南東に約300mに位置し、東、西、南を山林に囲まれ、北側は新たに設置された国道422号バイパスにより、旧道とバイパスの幅員が15m以上となり、さらに構造上、法面の高低差がついたことにより、容易に農業機械が横断できない道路で分断された基盤整備されていない10ha未満の小規模な集団に属する農地のため、第2種農地と認められます。所有者による耕作活動が困難で土地を有効利用するため、今回の申請となりました。今回の転用は、やむを得ないものと判断いたしました。土地造成は整地のみで、取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透です。工事期間は許可日から12月末日となります。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られております。周辺地域の農業に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、諏訪地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
中川委員	5月24日に現地立会を行いました。現状のままで資材置場とするとのことで、区からも了承を得ているそうです。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	資材とは何を置くのですか。
中川委員	型枠などと聞いています。
議長	ほかにご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.5について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.5は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.6を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.6 西柘植地区、所在地は下柘植の田2筆、面積は10.39㎡です。転用地目は宅地です。貸人は下柘植の〇〇〇〇さん、借人は下柘植の〇〇〇〇さんです。親子間での使用貸借で期間は20年間です。施設の概要は、住宅1棟を建設し利用するものです。建築面積は55.45㎡で建ぺい率は28.7%です。500m以内に伊賀市役所伊賀支所が存するため、第2種農地であると認められます。申請地の他に利用できる所有地はなく、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。土地造成は整地のみで、雨水は既設排水路に放流します。工事期間は、許可日から令和元年10月末日となります。近隣の農地所有者や土地改良区、水利組合には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、西柘植地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
仁保委員	5月31日に現地立会を行いました。〇〇〇〇さんは親子関係で、本宅の東側に息子夫婦の家を建てるとのことです。水路も新しく作っており、雨水等の水路にもなり問題ありません。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.6について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.6は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.7を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。



事務局	No.7 施設の概要は営農型太陽発電施設の設置ですが、農振農用地であるため、3年ごとに第5条の一時転用許可を受ける必要があります。平成25年9月12日に最初の一時転用許可となっております。平成28年9月12日に2回目の一時転用許可を受け、その許可期限切れを控えても今回の3回目の一時転用許可申請となります。転用事業者の(株)〇〇〇〇につきましては、毎年「営農型発電施設の下部の農地における農作業における農作物の報告をしております、今回の第5条申請についても、前回同様に営農を行って行くとのことです。場所につきましては、高畑にあります特別養護老人ホーム「〇〇〇〇」の北側に隣接した農振農用地と認められます。20cm角の支柱を38本、合計転用面積が1.6㎡になります。下部の営農状態についても変更はなく、現在までの一時転用と同様ですので周辺地域の農業に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、府中地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
松山推進委員	事務局の説明どおりの内容で、何ら問題はありませので、ご審議をよろしく申し上げます。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
福地委員	一時転用ということですが、3年ごとに申請を出すのですか。
事務局	農用地での一時転用、期間は3年までと定められたているため、更新するために第5条申請をして頂いています。
西田委員	収穫高の確認はどうしているのですか。
事務局	報告書は所定の様式に収穫高や知見者の意見等を記入していただき、また、申請地の作付から刈取りも状況写真も添付していただいております。これらの書類が全て整って、営農がされていると判断をしております。
議長	ほかにご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.7について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.7は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続して、議案第3号No.8を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.8 府中地区、所在地は土橋の田1筆、合計面積は2,777㎡、転用地目は宅地です。賃貸人は西条の〇〇〇〇さん、賃借人は土橋の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇の医院長であり、申請施設の代表者であり、概要は看護小規模多機能型居宅介護施設と駐車場用地等です。賃貸借期間は許可日から20年間となっております、また、期間の延長も可能である旨の記載された賃貸借契約書を添付していただいております。場所は土橋の〇〇〇〇の南側に位置し、令和元年6月6日に農振農用地の除外がされ、事業の用に供する施設又は、公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域にある農地であるため、第3種農地と判断します。施設全体の工事計画は農地を含む所要面積は3,255.05㎡で、建築物の所要面積は1,115㎡であり、建築面積は547.59㎡ですので、建ぺい率は49%となり、許可基準の22%を満たしております。駐車場は1,120.41㎡、進入路は664.64㎡、付替え水路は23.59㎡、緑地は331.41㎡の計画です。また、取水は上水道、汚水は農業集落排水施設へ放流します。雨水については、側溝を設け既設水路へ放流します。工事期間は許可日から令和元年9月30日までとなります。他に既設建物に隣接した利用できる所有地はなく、転用はやむを得ないものと判断しました。地元地区や周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺農地への支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、府中地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
松山推進委員	5月27日に現地立会を行いました。事務局の説明のとおりですが、隣接地に田があり、農道があるが、その農道を通っての通院や通所をしないように〇〇〇〇氏や業者に依頼を行いました。
西田委員	農振農用地が除外されたとのことですが、その理由は何ですか。

事務局	農振農用地から除外するためには、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件を満たすことが必要です。今回の申請地はその要件を満たしているため、除外することが可能となります。
議長	ほかにご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.8について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.8は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.9を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.9 鞆田地区、所在地は上友田の田1筆、面積は2,112㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は小杉の〇〇〇〇さん、譲受人は愛知県名古屋市の株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は太陽光発電施設の設置です。申請地は柘植中学校から北西へ約1.1km、伊賀市伊賀支所から北東へ約3kmに位置する山林に囲まれた農業用機械の進入が困難な10ha以下の基盤整備がされていない小規模な農地であることから、第2種農地と認められます。現況は山林のようになっており、耕作活動が困難で土地を有効利用するため今回の申請となりました。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、日照条件も良く、他に利用できる所有地は無く今回の転用はやむを得ないものと判断いたしました。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び既設水路に放流します。工事期間は許可日から令和元年12月末日までとなります。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られております。周辺地域の農業に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、鞆田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
森田克委員	5月23日に現地立会を行いました。現状は荒地で現状回復ができる状態ではなく、隣接地においても太陽光発電施設を設置しており、同様に太陽光発電施設を設置するということで、問題はありません。
議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
松山隆委員	隣地の太陽光発電施設の工事が現在止まっていると聞いたのですが、理由は何ですか。
森田克委員	県許可の関係で止まっているそうですが、近々許可が下りると現地確認時に伺いました。
議長	ほかにご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.9については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.9は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.10を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.10 上野地区、所在地は上野桑町の畑2筆、面積は合計425㎡、転用地目は宅地です。譲渡人は上野東日南町の〇〇〇〇さん、譲受人は京都府木津川市の〇〇〇〇さんで、施設の概要は、共同住宅1棟と駐車場として利用するものです。申請地は、伊賀市役所本庁から北西約1.2kmに位置しており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と認められます。銀座通りに面した宅地とその奥にある農地を一体利用し共同住宅と駐車場を整備するもので、南側に畑が隣接しているものの、周囲はほとんど宅地となっており、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。全体面積に対し、駐車場面積は196.5㎡、居宅面積は781.35㎡、建築面積は315.12㎡となっており、建ぺい率は40.33%となり適正な建ぺい率の22%を超えており問題はありません。土地造成は整地のみで、舗装を行い、取水は上水道、排水については、雑排水は合併浄化槽を設置し下水道へ放流、雨水は既設水路へ放流いたします。工事期間は許可日から令和元年11月末日までとなっております。昭和42年7月に上野桑町の一部に共同住宅が建設されており現在も残存しているため顛末書を添付させての申請です。地元地区、周辺土地所有者に事業の説明済みで同意も得られております。南側に隣接する農地への進入路がなくなるため、境界に設置するフェンスに開き戸を設置し進入路を確保することにより周辺農地への支障を解消し了承を得られております。なお、本日、担当地区の農業委員・推進委員は欠席されておりますが、問題なしとのご意見を頂いております。
議長	只今の説明に関連して、上野地区担当委員の方は欠席ですが、現地調査の際に問題ないとのご意見をいただいているとのこと。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.10について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.10は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.11を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.11 上野地区、所在地は緑ヶ丘東町の田1筆、面積は80㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は上野車坂町の〇〇〇〇さん、譲受人は緑ヶ丘東町の〇〇〇〇さんです。施設の概要は駐車場です。申請地は、伊賀市役所本町から北東約1.7kmに位置しており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と認められます。当該農地は譲受人の居宅の隣の土地で周囲を宅地に囲まれており自宅の駐車場として利用することから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。土地造成は整地のみで、取水はなく、排水については、雨水のみで、雨水は北側の道路に面した既存の排水溝へ放流いたします。工事期間は許可日から3日間となっております。隣接所有者には事業計画について説明済みで同意も得られており、問題ありません。なお、本日、担当地区の農業委員・推進委員は欠席されておりますが、問題なしとのご意見を頂いております。
議長	只今の説明に関連して、上野地区担当委員の方は欠席ですが、現地調査の際に問題ないとのご意見をいただいているとのこと。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.11について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.11は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.12を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.12 上野地区、所在地は平野樋之口の田1筆、面積は958㎡、転用地目は宅地です。譲渡人は平野樋之口の〇〇〇〇さん、譲受人は松阪市の〇〇〇〇さんで、施設の概要は、共同住宅1棟と駐車場として利用するものです。申請地は、津地方法務局伊賀支局から西約700mに位置しており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と認められます。東側に畑が隣接しているものの、周囲はほとんど宅地となっており、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。全体面積に対し、駐車场面積は498㎡、居宅面積は460㎡、建築面積は244.04㎡となっており、建ぺい率は53.05%となり適正な建ぺい率の22%を超えており問題はありません。土地造成は道路の高さで整地し、アスファルト舗装を行い、周囲にはブロック及びフェンスを設置します。取水は北側道路の埋設水道管より引込み、排水については、雑排水は合併浄化槽を設置し排水管へ放流、雨水は宅地内に集水桝を設置し排水管へ放流いたします。工事期間は許可日から令和元年10月末日までとなっております。地元地区、周辺土地所有者に事業の説明済みで同意も得られております。東側に隣接する2筆の農地は、一筆は譲渡し人の農地でもともとブロック塀で分断されており、もう一筆は、水路で分断されているため支障はありません。なお、本日、担当地区の農業委員・推進委員は欠席されていますが、問題なしとのご意見を頂いております。
議長	只今の説明に関連して、上野地区担当委員の方は欠席ですが、現地調査の際に問題ないとのご意見をいただいているとのこと。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.12について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.12は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.13を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.13 上野地区、所在地は服部町三丁目の畑1筆、面積は529㎡、転用地目は宅地です。譲渡人は奥馬野の〇〇〇〇さん、譲受人は甲賀市の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんで、施設の概要は、宅地分譲として利用するものです。申請地は、津地方法務局伊賀支局から北約200mに位置しており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と認められます。周辺地域は市街化が進んでおり、周囲は全て宅地で囲まれているため、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。土地造成は整地のみで、切土、盛土は行いません。申請地を3区画に分け分譲地にしたのち、注文住宅を建築し販売する予定です。譲受人の法人登記によると、事業目的に土木・建築工事の設計・施工・監修とありさらに、伊賀市の適正な土地利用に関する条例による軽易な建築開発事業等届出書も提出されていることから、事業計画は確実に実施されること認められます。取水はなく、排水については雨水のみで、雨水は宅地内に集水桝を設置し排水管へ放流いたします。工事期間は許可日から令和元年8月末日までとなっております。当該地区には区長、水利組合は存在せず、周辺土地所有者に事業の説明済みで同意も得られております。なお、本日、担当地区の農業委員・推進委員は欠席されていますが、問題なしとのご意見を頂いております。
議長	只今の説明に関連して、上野地区担当委員の方は欠席ですが、現地調査の際に問題ないとのご意見をいただいているとのこと。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.13について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.13は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.14を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.14 中瀬地区、所在地は西明寺の田1筆、面積は238㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は京都市左京区の〇〇〇〇さん、譲受人は西明寺の〇〇〇〇さんです。施設の概要は駐車場で、自宅の自家用車5台分として利用するものです。申請地は、津地方法務局伊賀支局から北東約300mに位置しており、河川、宅地に分断された10ha未満の小規模の一団の農地で、第2種農地と認められます。当該農地は、譲受人の居宅の裏に接している土地で利便性が高く、他に適した土地が無いことから、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。土地造成は盛土工事を行い、農地に面した北側、西側にはPCL型壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透の計画となっています。工事期間は許可日から令和元年9月末日までとなっております。また、当該申請地は市所有の緑地等の奥に位置しており、将来的には交換を予定しており市都市計画課との協議が行われております。当面当該申請地への進入路として、市所有地を利用する予定です。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、区長からの同意も得られており、周辺農地への支障は認められません。
議長	只今の説明に関連して、中瀬地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
西田委員	5月27日に現地立会を行いました。譲受人宅の裏にある農地で駐車場としての利用したいとのこと。ただ、申請地は市の緑地の奥にあり、将来的には市と土地の交換をされたいという話も出ているそうです。
議長	問題なしとのこと。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.14について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.14は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.15を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.15 中瀬地区、所在地は高畑の畑1筆、面積は373㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は奈良市の〇〇〇〇さん、譲受人は高畑の〇〇〇〇さんです。施設の概要は駐車場で、自宅の自家用車4台分として利用するものです。名阪国道中瀬インターから北西約400mに位置しており、高速道路、河川、藪、宅地に分断された10ha未満の小規模の一団の農地で、第2種農地と認められます。当該農地は、譲受人の居宅の裏に接している土地で利便性が高く、申請人の居宅への進入は申請地からしか車の進入ができず、他に適した土地が無いことから、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。昭和20年6月頃から駐車場として利用していたため始末書を添付させての申請です。自宅用駐車場としては面積は広いものの、L字型の土地で進入路、旋回地を確保すると転用面積は適当な面積と認められます。以前からこの状態で利用しているため改めて工事期間はなく、周辺土地所有者とも問題は起きていません。本申請により改めて区長との協議が整っており、進入のための水路敷きの使用について、法定外公共物使用等許可申請書も提出し受理されています。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなり、周辺農地への支障は認められません。
議長	只今の説明に関連して、中瀬地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
西田委員	5月27日に現地立会を行いました。宅地への進入路が、もともと東側の細い道のみで徒歩のみの利用しかできなかった。車が出入りできるようH20から利用されており、今回の申請はやむを得ないものと思います。
議長	問題なしとのこと。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.15について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.15は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.16を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.16 中瀬地区、所在地は高畑の田1筆、畑1筆、計2筆、面積は合計3,367㎡、転用地目は一時転用です。賃貸人は、高畑の農事組合法人〇〇〇〇代表理事〇〇〇〇さん、賃借人は株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は、一時転用し砂利採取に利用するもので、両社の間で許可日から1年間の賃貸借契約が交わされており、場所は、名阪国道中瀬インターから北西へ約600mに位置する都市計画区域内、農業振興地域内、農用地区域外農地です。採取計画によりますと、全体面積3,367㎡、掘削面積2,733.5㎡について、2mの保安距離を確保し、掘削深5m、安定勾配1:1.2で切り込み、8592.09㎡の砂利を採取する計画です。採取した砂利は、場内に一時堆積し水切りした後、申請地から北へ約2km付近に位置する山一建設株式会社の砂利製造プラントへ搬出します。埋め戻し土につきましては、掘削深5mのうち、旧表土を0.5m、山土を4.5m充てる計画となっております。山土については、申請地から北西へ約10km付近に位置する、伊賀市諏訪地内にある自社の土採取場及び、東へ約300m付近に位置する、伊賀市高畑地内にある自社の土採取場から伊賀建設事務所で砕石法の認可を受けた山土を使用します。採取にあたりましては、地元関係者との調整も済み、危険防止計画を策定し、危険防止のための標識及び、砂利採取場周辺に柵の設置等、被害防除及び安全面にも配慮され、通学路にもなるため小・中学校の学校長とも協議を行っています。進入路には道路保護のため鉄板を敷きます。排水は雨水のみで、北側の既設水路から服部川へ放流する計画となっております。事業は自己資金にて行い、全体事業費を上回る銀行の残高証明書が添付されています。採取跡地の埋め戻しは、当該申請者と株式会社〇〇〇〇が共同責任を負っており、預託金処理契約もされていることから、採取後は確実に農地に復元されるものと考えます。また、他法令につきましては、砂利採取法に基づく許可申請も行われているとともに、区や周辺地権者からの同意も得られており、近隣の農地所有者に事業計画について説明もされていることから、周辺農地への支障はないものと判断しております。
議長	只今の説明に関連して、中瀬地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
西田委員	5月27日に現地立会を行いました。地元区や隣地所有者に了承を得ており、何ら問題は無いと思います。
議長	問題なしとのことですので。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.16について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.16は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.17を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.17 中瀬地区、所在地は羽根の畑2筆、面積は1,245㎡、転用地目は雑種地です。譲渡人は羽根の〇〇〇〇さん、譲受人は三田の〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は資材置場・駐車場で、隣接する本社工場のコンクリート製品置場と駐車場として利用するものです。申請地は、津地方法務局伊賀支局から北東約500mに位置しており、堤防と宅地で囲まれた小規模の一団の農地で、第2種農地と認められます。当該農地は、譲受人の本社工場に隣接する農地で、コンクリート製品の需要が増え現在の敷地では製品置場が確保できず工場の拡張のため工場に接している土地で利便性が高く、他に適した土地が無いことから、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。土地造成は整地のみで、農地に面した北側には製品のコンクリートブロックを配置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透の計画となっています。工事期間は許可日から令和元年7月末日までとなっております。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、区長からの同意も得られており、周辺農地への支障は認められません。
議長	只今の説明に関連して、中瀬地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
西田委員	5月27日に現地立会を行いました。譲受人が製品資材置場兼駐車場として敷地の拡張し利用する申請で、何ら問題はありません。
議長	問題なしとのことですので、これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.17について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.17は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第4号「非農地証明下付願について」を議題とします。議案第4条No.1について事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.1 新居地区、所在地は西山の畑1筆、面積は307㎡、現況地目は畑です。願出人は津市の〇〇〇〇さんです。場所は西山公民館から北に約400mに位置し、山林と宅地に囲まれ、整備されていない狭小な農地であることから、第2種農地であると認められます。昭和52年に車庫を建築したことが、建物登記により確認でき、建築から20年以上経過していることが確認できました。当該地を農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと認められます。
議長	只今の説明に関連して新居地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
中川委員	5月24日に現地立会を行いました。現状は車庫が建っているが、申請人の父が建てた時は車庫兼農舎であった。今回は車庫のみとして利用したいとの旨で非農地証明として提出しております。

議長	問題なしとのことです。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第4号No.1について、原案のとおり下付することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第4号No.1は原案のとおり下付することに決定しました。続きまして、議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
議長	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定が、新規設定10件、再設定9件で、計画面積は合計85,790㎡です。 以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。
事務局	説明が終わりました。これより10分間の休憩及び確認時間といたします。 <<休憩>>
議長	休憩時間・確認前に引き続き会議を再開し、質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり計画決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定することに決定しました。
	以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。
一同	(挙手なし)
議長	事務局から報告事項等がありますので、お願いします。
事務局	総会の時間短縮の試みとしまして、今までの総会では1つの申請ごとに説明をし、また採決をして頂きましたが、7月総会では3条・4条・5条等に申請を分け、それぞれ一度に説明をするなど試験的に導入をさせていただきたいと思っております。
事務局	また、来月の7月3日に農業委員会の年次総会を開催させて頂きたいと存じますので、ご出欠の報告されていない委員さんがいらっしゃいましたら、事務局までお声を掛けてくださるようお願い致します。
議長	事務局からの報告が終わりました。ご意見・ご発言はございませんか。
一同	異議なし。
議長	以上をもちまして、第25回農業委員会総会を閉会いたします。



会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 元 年 8 月 8 日

会長

浅野 潤憲

印

議事録署名者

西田 富司夫

印

議事録署名者

雪岡 太

印